

# まべちだより

令和6年  
12月  
Vol.147

## 水門等水位観測員講習会を開催しました



11月20日(水)、八戸市津波防災センターにおいて、樋門・樋管の管理、操作を実施している水門等水位観測員に対し、『馬淵川水系水門等水位観測員講習会』を開催し、33名が参加しました。

八戸出張所が管理する馬淵川(河口～櫛引橋の10km)には、洪水対策のための樋門・樋管を20箇所設置しています。毎月の点検や大雨・台風等による増水時の水位観測・ゲート操作は、地元の方々が『水門等水位観測員』として行っています。

この講習会では、樋門・樋管操作の仕方、点検時の注意点、水門等水位観測員の安全確保のための避難行動について講義を行いました。観測員のみなさんは、熱心に聴講されていました。

観測員のみなさんは、日頃から気象情報に注意し、出水時は荒天も昼夜も関係なく出勤しています。講習会のほか、このような地道な努力のおかげにより地域の安心安全が確保されています。

観測員のみなさん、いつもありがとうございます。

## 不法投棄合同パトロールを実施しました

河川敷への悪質な不法投棄が後を絶たないため、八戸出張所は11月21日(木)、八戸市や八戸警察署と共に、馬淵川の不法投棄合同パトロールを実施しました。

過去に不法投棄が多数発見された箇所のパトロールの結果、テレビや洗濯機、自転車などの粗大ゴミは発見されませんでした。家庭ゴミは依然として投棄されていました。

河川敷はゴミ捨て場ではありません。ゴミは、自治体で決められたルールに従って処分してください。

これからも各機関との連携を強化し、不法投棄防止に努めます。



▲パトロールの様子と発見された不法投棄の一部

不法投棄には、  
右記の罰則が  
あります!!

不法投棄に対する罰則		罰則にあたる事由
河川法	3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	河川区域内に土砂・ゴミ・糞尿・動物の死骸等の汚物もしくは廃物を捨てた場合
廃掃法	5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 (法人の場合は3億円以下の罰金)	廃棄物を『不法投棄』や『野焼き』をした場合

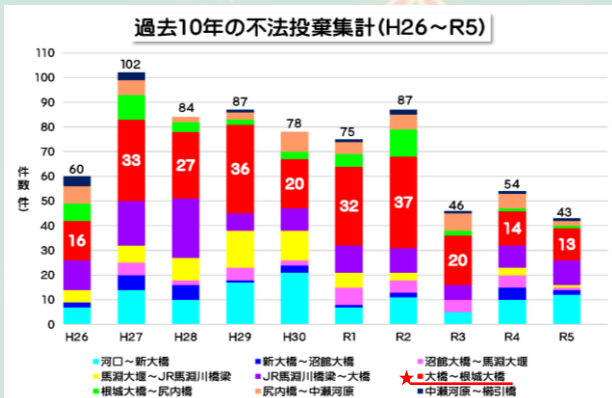
## ゴミマップを知っていますか？

八戸出張所ではゴミの不法投棄防止のため、合同パトロールのほかにも定期的に河川パトロールや河川カメラなどで監視を行っています。不法投棄の現状をみなさんに知っていただくため、八戸出張所が管理する馬淵川のゴミマップをホームページ上で公開しています。ゴミマップは、河川パトロールで発見されたゴミの種類や場所を示した地図のことで、八戸出張所では半期毎に更新をしています。

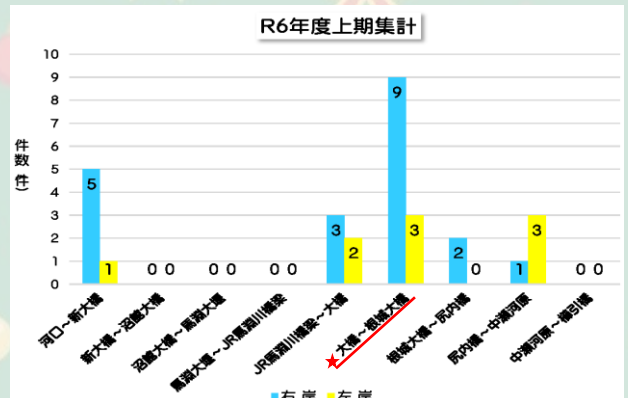
### ゴミマップはこちらから

また、グラフ1は「平成26年度から令和5年度までの10年間」、グラフ2は「令和6年度の上期」で八戸出張所が管理する馬淵川(河口～櫛引橋の10km)において発見された不法投棄件数を表したものです。どちらのグラフも『大橋～根城大橋』の区間が多く不法投棄されている場所となっており、今年度上期において同区間では、残念ながら既に前年度の件数に近い不法投棄が発見されています。

不法投棄や不法投棄行為を見かけたら、八戸出張所までお知らせください。馬淵川の不法投棄撲滅のため、ご協力をお願いいたします。



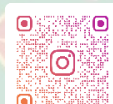
▲グラフ1【過去10年の不法投棄集計(H26～R5)】



▲グラフ2【R6年度上期集計】

〒039-1103 青森県八戸市長苗代二丁目5番8号  
<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/hachikawa/>  
 TEL: 0178-28-2626  
 e-mail: thr-721hachikawa@ki.mlit.go.jp  
 発行者: 国土交通省 青森河川国道事務所 八戸出張所

事務所SNSは  
こちら→



Instagram



青森河川国道事務所



青森河川国道事務所 HP



八戸出張所HP